

瑞穂監第11号  
平成26年7月1日

瑞穂市長  
堀 孝 正 様

瑞穂市議会議長  
若 園 五 朗 様

瑞穂市教育委員会委員長  
河 合 和 義 様

瑞穂市代表監査委員 井 上 和 子

瑞穂市監査委員 広 瀬 武 雄

財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により  
監査結果に関する報告書を提出する。

## 財政援助団体等監査報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

瑞穂市文化協会（以下、「文化協会」という。）の平成25年度の財政援助（補助金）に係る出納その他出納に関連した事務の執行について監査を行った。なお、監査の実施において必要と認められた場合は、平成15年度から平成24年度及び平成26年度の財政援助についても対象とした。

平成25年度 瑞穂市文化協会補助金 6,790,000円

#### 2 監査の実施期間

平成26年4月10日（木）から平成26年5月19日（月）まで

#### 3 実施した監査手続

文化協会における上記補助金に係る出納その他出納に関連した事務の執行について、同協会が保管する出納関係帳票その他関係書類の確認及び役員・職員に対する質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、生涯学習課の上記補助金に係る事務の執行について、同課から提出された資料及び提示のあった関係書類に基づいて、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

### 第2 監査の結果

#### 1 文化協会の概要

##### (1) 事業概要

文化協会は、平成15年5月1日の瑞穂市誕生に伴い、旧穂積町文化協会と旧巢南町文化協会が一本化して設立され、事務所を瑞穂市巢南公民館（瑞穂市宮田300番地1）に置いている。

瑞穂市文化協会規約（以下、「規約」という。）で「瑞穂市における芸術文化活動を推進し、生涯学習意欲の高揚と市民文化の振興に寄与すること」を文化協会の目的とし、その目的を達成するために次の事業を行うとしている。

- ①文化芸術活動の啓発、育成に関する事業
- ②地域の文化芸術の向上を図るための事業
- ③市や公益団体の行う文化活動に関わる事業
- ④優秀な文化団体または個人の活動に対し、助成および顕彰する事業
- ⑤その他文化振興に必要と認めた事業

そして、「美術展」、「文化フェスタ」、「文化協会祭」、「MBK音楽コンテスト」が主要事業として実施されるとともに、これまで設立5周年（平成20年度）、10周年（平成24・25年度）に記念事業を開催している。

(2) 組織

規約第9条によれば、協会には会長1名、副会長2名、事務局長1名、理事若干名、代議員若干名、会計2名、監事2名の役員を置くこととされているが、現在、会計は1名であり、定数に達していない。また、第14条の規定により事務局が置かれ、協会の事務を処理するため、会長が委嘱した職員1名が配置されている。

(3) 決算状況

平成25年度における文化協会の収支決算状況は、次のとおりである。

平成25年度 瑞穂市文化協会会計決算

<歳入の部>

単位:円

科 目	金 額
1 会費	1,356,160
1 一般会費	933,000
2 個人会費	4,000
3 賛助会費	419,160
2 補助金	6,790,000
1 市補助金	6,790,000
2 他の補助金	0
3 事業収入	1,283,500
1 直轄事業参加費	479,500
2 部会事業参加費	0
3 研修会参加費	504,000
4 反省会費	300,000
5 その他参加費	0
4 寄付金	0
1 寄付金	0
5 基金繰入金	1,643,227
1 基金繰入金	1,643,227
6 雑収入	723
1 雑収入	723
7 繰越金	0
1 繰越金	0
合 計	11,073,610

<歳出の部>

単位:円

科 目	金 額
1 会議費	77,358
1 事務局会議費	12,358
2 部会会議費	65,000
3 その他会議費	0
2 事務局費	2,009,998
1 需用費	335,814
2 備品費	119,958
3 職員給与	1,033,800
4 役務費	355,926
5 旅費	158,000
6 慶弔費	5,000
7 雑費	1,500
3 事業費	5,328,970
1 美術展	1,095,254
2 文化フェスタ	186,585
3 文化協会祭	437,539
4 MBK音楽コンテスト	856,956
5 育成事業	274,068
6 部会事業	203,387
7 広報事業費	834,950
8 記念事業費	1,440,231
4 助成・育成費	3,524,251
1 助成費	1,816,333
2 育成費	328,100
3 研修費	789,818
4 交流会費	590,000
5 協会基金	0
1 基金	0
6 予備費	0
1 予備費	0
小 計	10,940,577
7 繰越金	133,033
1 繰越金	133,033
合 計	11,073,610

歳入合計 11,073,610 円に対し、歳出合計は 10,940,577 円であった。収支の差額 133,033 円は、平成 26 年度に繰り越されている。

さらに、これまでは 5 年ごとの記念事業を開催するにあたり、基金（積立金）を計上していたが、積立金は、「瑞穂市補助金等の交付に関する指針」（以下、「指針」という。）で補助対象外経費とされたことにより、平成 25 年度に残金すべてを繰り入れて廃止されている。

#### （４）補助金について

補助金交付額等の推移は、次のとおりである。

単位：円

年 度	交 付 団 体			補助金額	決算額	補助率
	文化協会	文化フェスタ 実行委員会	美術展 実行委員会			
平成15年度	4,400,000			4,400,000	7,206,392	61.1%
平成16年度	7,000,000			7,000,000	9,435,081	74.2%
平成17年度	5,000,000	1,000,000	1,000,000	7,000,000	9,772,136	71.6%
平成18年度	5,000,000	1,000,000	1,000,000	7,000,000	9,979,033	70.1%
平成19年度	5,000,000	1,000,000	1,000,000	7,000,000	10,307,343	67.9%
平成20年度	5,600,000	1,000,000	1,000,000	7,600,000	12,919,730	58.8%
平成21年度	5,000,000	1,000,000	1,000,000	7,000,000	10,594,950	66.1%
平成22年度	4,850,000	968,466	959,055	6,777,521	10,080,796	67.2%
平成23年度	4,762,580	955,945	969,972	6,688,497	8,971,270	74.6%
平成24年度	4,840,924	967,384	961,980	6,770,288	12,366,166	54.7%
平成25年度	6,790,000			6,790,000	11,073,610	61.3%
平成26年度	6,790,000			6,790,000	9,580,000	70.9%

※平成26年度は当初予算額を計上してある

設立当初の文化協会に対する補助金の額は 4,400,000 円であったが、平成 16 年度に市（かつては旧町）が主催していた「美術展」及び「文化フェスタ」を文化協会へ事業移管するのに伴い、7,000,000 円（2,600,000 円増額）となった。平成 17 年度からは、その事業に対する補助金が分割され、①文化協会へ 5,000,000 円（平成 20 年度を除く）、②文化フェスタ実行委員会、③美術展実行委員会へ各 1,000,000 円交付されている。平成 22 年度からは一律 3%カットされ、①へ 4,850,000 円、②、③へ各 970,000 円の交付となったことに加え、精算による返金が生じている。分割交付となった経緯は不明だが、随時監査及び包括外部監査の指摘を受け、平成 25 年度から再度一本化されているが、その額は、各々の補助金を合計した額と一致している。

文化協会への補助金の額は、「瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり定められている。

補助事業	補助対象経費	補助金の額
文化協会補助	文化団体の芸術文化活動の啓発・育成及び地域の芸術文化向上のために実施する事業に要する経費	7,000,000円以内 (現行)
		5,600,000円以内 (従前)

現行の要綱は、平成26年3月25日に告示され、公表の日から施行された要綱であり、文化協会補助においては、補助金の額が改正されている。平成25年度の文化協会への補助金の額は従前の5,600,000円以内でなければならず、1,190,000円過大な交付がされたことになる。

## 2 文化協会に対する結果

### (1) 職員給与について

事務局の職員に対する「職員給与」として1,033,800円支出されている。地方税法第317条の6によると、給与の支払いをする者には給与支払報告書等の提出義務があるが、文化協会は提出していないとのことであった。また、「MBK音楽コンテスト」の支出には審査員への謝礼等の報酬が含まれているが、この支払いにおいても法定調書の提出は必要であるため、今後は適切に対応していただきたい。

### (2) 旅費の支給について

「旅費」として158,000円の支出があり、その内訳は次のとおりであった。

単位：円、人

	会長	副会長	会計	事務局長	理事	代議員	合計
単価	20,000	10,000	10,000	10,000	3,000	1,000	-
人数	1	2	1	1	17	47	69
合計	20,000	20,000	10,000	10,000	51,000	47,000	158,000

役職ごとに年額で支払っているが、所得税基本通達によれば、年額（又は月額）により支給される旅費は、明らかに非課税とされる旅費の範囲に相当すると認められない限り課税対象とされる。文化協会には旅費の支給に関する規程等は存在していないので、非課税に該当するかどうか、さらには単価の妥当性についても判断できない。

旅費規程の必要性については、文化協会自体も十分に認識されていたので、早急に整備を進められ、適正な執行に努めていただきたい。

### (3) 物品の管理について

「備品費」のこれまでの支出額は、次のとおりである。

単位：円

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
40,910	361,807	46,571	284,640	12,495	298,180
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合 計
11,796	359,570	264,687	10,000	119,958	1,810,614

平成25年度の備品費は119,958円となっており、平成15年度以降の備品購入総額は1,810,614円に上る。しかし、備品の数量が少ないことから台帳は作成されておらず把握はできていない。

また、「美術展」や「育成事業」等の科目で購入している図書カード157,000円分（500円182枚、1,000円66枚）が事務所の机の引き出しに保管されていたが、受払簿等は備え付けられていない。

いずれも、補助金や会費で購入した文化協会所有の物品なので、適切に管理していただきたい。

### 3 生涯学習課に対する結果

#### (1) 補助金額について

平成25年度の支出のうち、指針において補助の対象外とされている経費（飲食費、懇親会費、慶弔費等）は、次のとおりである。

単位：円

科 目	支出額	収入額
1 会議費	12,358	0
1 事務局会議費	12,358	0
2 事務局費	6,500	0
6 慶弔費	5,000	0
7 雑費	1,500	0
3 事業費	291,931	479,500
1 美術展	58,128	119,500
2 文化フェスタ	91,900	0
3 文化協会祭	39,834	0
4 MBK音楽コンテスト	41,890	360,000
5 育成事業	24,500	0
6 部会事業	15,194	0
8 記念事業費	20,485	0
4 助成・育成費	700,000	300,000
3 研修費	126,000	60,000
4 交流会費	574,000	240,000
合 計	1,010,789	779,500

補助対象外経費の合計支出額は1,010,789円であった。決算額が10,940,577円であることから、文化協会の支出の9.2%が飲食費等であったことになる。

なお、美術展に出品料として119,500円、MBK音楽コンテストに参加費として360,000円、研修費及び交流会費に反省会の会費として300,000円（参加者1名あ

たり 3,000 円) の収入があり、それぞれの支出に充てられていると思われる。

生涯学習課は文化協会に対し、飲食費等の経費は補助の対象外であると指導しているとのことであった。しかし、現在の文化協会の経理では、補助金が補助対象外経費に充てられているか否かについて、客観的に判断することは困難である。

補助対象経費の精査を行い、公益上の必要性を明確にして、補助金の適正な交付にあたられたい。

#### (2) 委託事業への切り替えについて

美術展、文化フェスタの事業については、元々、市の事業として実施されていたことから、文化協会は、市から委託を受けて行っているとの認識で、生涯学習課も市の主催事業であるとの認識であった。

指針では、「本来市が主体となって行うべき行政の代替としての性質を有している場合は、委託事業に切り替えが可能か検討する」とされている。費用対効果の側面から十分に検討を行った上で、補助金を交付して実施するか、委託して実施するかを判断されたい。

#### (3) 概算払の履行確認について

要綱によると、補助事業者は補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに補助事業に係る事業実績報告書、収支決算書等を添付した補助事業実施報告書を市長に提出しなければならないとされており、市長はこの報告を受けて履行確認を行うことになる。

また、文化協会への補助金は、地方自治法施行令第 162 条の規定を根拠とする、支出の特例である概算払によって交付されている。概算払を行ったにもかかわらず、年度内に履行確認が実施されなかった場合は債務金額が未確定のまま支払いが行われたことになり、支出の原則に抵触するため、履行確認は 3 月 31 日までに実施する必要がある。

生涯学習課からの提出資料によると、平成 25 年度文化協会補助金の履行確認は平成 26 年 3 月 31 日に行われたとされているが、確認事項等について明確な回答が得られなかった。また、文化協会の平成 25 年度決算書の歳出には、平成 26 年 4 月以降の支払いが含まれていることから、決算書では 3 月 31 日までに履行確認したことにはならない。適正な履行確認に努めていただきたい。

#### (4) 自主運営化について

平成 25 年度の文化協会の歳入決算額は 11,073,610 円であり、そのうち市の補助金は 6,790,000 円で補助率 61.3%であった。(ただし、基金繰入金 1,643,227 円あるので、それを差引くと補助率は 72.0%となる。)平成 26 年度予算においては、歳入 9,580,000 円に対し、補助金 6,790,000 円で補助率 70.9%となっている。

自主運営化については、①平成 23 年度包括外部監査で、「自主財源を確保する手立てを検討すべきである」との指摘を受けている。②地方教育行政の組織と運営に関する法律第 27 条の規定による平成 24 年度報告書では、「更なる自主財源の確保」が今後の課題であると述べられている。③指針においては、「自主財源の確保に努

めるよう支援する」ことが求められている。

生涯学習課は、補助金を含めた資金をもって、文化協会役員・職員による運営ができていれば自主運営と考えているようであるため、認識を改めて、文化協会が自主運営化できるよう育成に尽力いただきたい。

以上